

第9章

貿易関連投資措置

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

1980年代後半以降、世界各国の海外直接投資は大きな伸びを示したが、投資受入国、特に開発途上国においては、自国産業の保護・育成、外貨流出の防止等の観点から、外国からの投資を受け入れるにあたって、様々な要求が行われる場合がある。

このような要求の例としては、ローカルコンテンツ要求（国産品の購入又は使用の要求）、使用部品の製造要求、輸出入均衡要求、国内販売要求、技術移転要求、輸出要求（生産量の一定割合を（特定の地域に）輸出することに対してインセンティブを与えるもの）、出資比率規制、為替規制、送金規制、ライセンス要求、雇用規制等が挙げられる。これらの投資措置の一部は、強い貿易歪曲効果を有し、GATT第3条及び第11条に反するため禁止されている。

投資規制に関する国際規範は従来から存在するが、ウルグアイ・ラウンド交渉が終結するまでは、規律内容及び対象国の点で限定的なものにとどまっていた。例えば、経済協力開発機構（OECD）の「資本移動の自由化に関するコード」において、加盟国は直接投資について幅広い自由化義務が課されているが、係る義務については、各国は自由に留保を付すことができることになっており、実際に各国は多くの留保を付している。また、二国間条約等においても、投資一般について最恵国待遇を約束しているものがあるが、内国民待遇まで認めているものは多くない。

1994年11月に採択されたAPECの投資原則は、最恵国待遇及び内国民待遇を含め、投資全般に関するルールを定めたものであるが、拘束力を有しないものである。

(2) 法的規律の概要

1947年のGATTにおいても、内国民待遇付与の規定や数量制限禁止の規定に違反する投資措置は禁止されていたが、禁止される措置の範囲については明確ではなかったため、ウルグアイ・ラウンドでは、貿易に関連する投資措置（Trade-Related Investment Measures、略して「TRIMs」）の規律の在り方が議論され、WTO協定の附属書1A：物品の貿易に関する多角的協定の一部として「貿易に関連する投資措置に関する協定」（TRIMs協定）が合意された。同協定は、輸入産品を課税、規則等の面で、国内産品に比べ差別的に取り扱ってはならないとするGATT第3条の内国民待遇及び第11条に規定される輸出入数量制限の一般的禁止に違反するTRIMsの禁止を規定し、特にローカルコンテンツ要求、輸出入均衡要求、為替規制及び輸出制限（国内販売要求）といった措置（図表Ⅱ-9-1）をTRIMs協定の附属書の例示表に示して明示的に禁止した。また、禁止の対象となる投資制限措置には、法律等により強制的に課されるもののほか、他の優遇措置（補助金、免税等）を得るための条件とされるものも含まれることを規定した（図表Ⅱ-9-1に示されたTRIMsは、あくまで例示であり、TRIMs

協定により禁止されるものはこれらに限定されるものではない）。同協定は、加盟国に特に新しい義務を課すものではないが、1947年のGATT上の義務が明確化されることによって、各国の措置の

GATT整合化が促進されることが強く期待されている。WTO協定発効後、当該措置の実施国は、図表Ⅱ-9-2に該当する場合を除き、所定の経過期間内に措置の是正を要求されることとなる。

＜図表Ⅱ-9-1＞ 明示的に禁止されたTRIMsの例

①ローカルコンテンツ要求	進出企業に対して、国内製品の購入・使用を要求する措置。特定の製品、製品の数量若しくは価格又は当該企業の現地生産の数量若しくは価格の比率のいずれを定めているかを問わない。（GATT第3条4項違反）
②輸出入均衡要求	進出企業に対して、輸入品の購入・使用を、自社の輸出額や輸出量に応じた額に限定する措置。（GATT第3条第4項違反） 進出企業に対して、国内生産に使用される製品の輸入を、一般的に又は自社の輸出額や輸出量に応じた額に制限する措置。（GATT第11条第1項違反）
③為替規制	進出企業に対して、自社の輸出額や輸出量に応じた額に外貨の調達を制限することなどにより、生産に使用される製品（部品等）の輸入を制限する措置。（GATT第11条第1項違反）
④輸出制限	進出企業に対して、現地生産した製品等の輸出又は輸出のための販売を制限する措置。特定の製品、製品の数量若しくは価格又は当該企業の現地生産の数量若しくは価格の比率のいずれを定めているかを問わない。（GATT第11条第1項違反）

＜図表Ⅱ-9-2＞ TRIMs協定の例外的規定

①経過期間	協定に適合しないTRIMs（当該TRIMsは協定発効後90日以内に通報することを要する）については、先進国は2年、開発途上国は原則5年、後発開発途上国は原則7年以内に撤廃する。
②開発途上国例外	開発途上国は、実施しているTRIMsがGATT第3条又は第11条違反を構成するものであったとしても、開発途上国における経済開発の必要性に鑑みて一定の例外を認めるGATT第18条の規定にかなっていれば、当該TRIMsを維持することができる。
③衡平規定	TRIMsを課されている既存企業が競争上不利とならないように上述①の経過期間中は新規の投資企業に対しても同等のTRIMsを適用することができる。

（3）TRIMs撤廃期限の延長

TRIMs協定においては、協定に適合しないTRIMsを物品理事会に対して通報することを加盟国に対して義務づけており、27か国からTRIMsの存在が通報されていた。通報された各国のTRIMsは、図表Ⅱ-9-3のとおりであり、自動車及び農業分野においてローカルコンテンツ要求を課しているものが多かった。

この通報がなされたTRIMs措置については、1999年末をもって廃止のための経過期間が満了した（但し、ウガンダは後発開発途上国であるので、2002年1月1日が廃止期限）。

TRIMs協定においては、廃止につき特別の困難があることを立証する場合には、通報したTRIMs措置に係る経過措置の延長を要請できることを規定し

ており（第5.3条）、フィリピン（1999年10月）、コロンビア（1999年11月）、メキシコ、ルーマニア、パキスタン、アルゼンチン、マレーシア、チリ（1999年12月）、タイ（2000年5月）、及びエジプト（2001年2月）から、最短1年から最長7年にわたる延長の要請がなされた。

1999年にシアトルにおいて開催された第3回閣僚会議では、開発途上国に認められた経過期間を延長するかどうかも議論されたが、何ら合意も得られなかったため、2000年以降もWTO（一般理事会及び物品理事会）においてその取扱いが検討されてきた。

この検討は難航を極めたが、最終的に2001年11月、チリについて2001年12月末まで無条件で、アルゼンチン、コロンビア、フィリピン、メキシコ、

マレーシア、パキスタン、ルーマニア及びタイについては、撤廃計画を提出し撤廃状況についてのレビューを受けることを条件に2003年12月末（ただし、フィリピンについては2003年6月末）までTRIMs撤廃の経過期間を延長することが決定された（エジプトについては未決着）。

2001年11月に延長決定された各国のTRIMs措置に関し、撤廃計画の履行状況は以下のとおりである。アルゼンチン、チリ、コロンビア、タイ、メキシコ、マレーシア、ルーマニアは、予定どおり2003年末までにTRIMs措置を撤廃した。フィリピンは、自動車に関するローカルコンテンツ要求及び為替規制について段階的に削減し、2003年7月1日をもってそれぞれ0%とした。一方、その他に60%のローカルコンテンツ要求をしている分野があり、関連政令の施行は停止されているものの撤廃には至っていない。パキスタンは、自動車分野

におけるローカルコンテンツ要求を有するが、2003年末になっても同政策を廃止せず、期限到来直前に再度2006年12月末までの延長申請を行った。これを受けて、パキスタンのTRIMs延長を認めるかについて、TRIMs委員会において検討が行われている（問題のあった「Deletion Program」は2006年7月で廃止、代わって「Tariff Based System」が導入された。但し、この措置は地場自動車メーカー用CKD部品には35%、それ以外は50%の関税を課すなど、現地化を促す内容となっており、事実上の「ローカルコンテンツ」要求である可能性がある）。

以上のとおり、一部開発途上国は、撤廃計画に従いTRIMs措置を撤廃している。パキスタンの再度の延長申請に対しては、その経緯、趣旨、必要性について聴取し、今後の対応を引き続き注視していく必要がある。

＜図表Ⅱ-9-3＞ 各国におけるTRIMs措置一覧

国名	延長期間	ローカルコンテンツ要求	輸出入均衡要求	為替規制	輸出制限	撤廃状況
アルゼンチン	2003. 12. 31	●	●			撤廃
ボリビア					△	撤廃
バルバドス		◇				
チリ	(2001. 12. 31)	○	○			撤廃
コロンビア	2003. 12. 31	○◆	◆			撤廃
コスタリカ		△				撤廃
キューバ		△				撤廃
キプロス		◇				撤廃
ドミニカ共和国		△	◇△			
エクアドル		○				
インド		△			◇△	撤廃
インドネシア		○◇△				撤廃
メキシコ	2003. 12. 31	●	●			撤廃
マレーシア	2003. 12. 31	● ▲				撤廃
パキスタン	2003. 12. 31	● △				
ペルー		◇				
フィリピン	2003. 6. 30	● △		●		
ポーランド		△				撤廃
ルーマニア	2003. 12. 31	▲				撤廃

国名	延長期間	ローカルコンテンツ要求	輸出入均衡要求	為替規制	輸出制限	撤廃状況
南アフリカ		○◇△				
タイ	2003. 12. 31	○◆△				撤廃
ウガンダ		△	△	△	△	
ウルグアイ			○			
ベネズエラ		○				

(注1) 延長要請のなかったTRIMs措置

○：自動車分野、◇：農業分野、△：その他

(注2) 延長要請の行われたTRIMs措置

●：自動車分野、◆：農業分野、▲：その他

(注3) エジプト、ナイジェリア及びヨルダンも、産業振興のためのインセンティブ制度を有している旨通報しているが、その種類、対象分野については、不明。

(注4) その他、ポーランドが、キャッシュレジスターにつき税還付制度を有している旨通報している。

【資料】各国からのWTO通報文書に基づいて作成。

(4) 経済的視点及び意義

TRIMsは、短期的には、実施国にとって産業保護・育成の手段となり、また、国際収支の悪化に歯止めをかける効果があると考えられることから、開発途上国を中心に実施されてきた。また、先進国による自由な投資を制限する一面があるものの、同時に開発途上国の産業発展の基盤整備に資する側面もあり得る。しかしながら、中長期的には、自由な投資活動を阻害することによって、当該国の経済発展に悪影響を及ぼす可能性が大きい。

例えばローカルコンテンツ要求措置として、進

出する製造企業が現地国産部品の使用を義務づけられた場合、当該措置の実施国の部品産業は十分な競争にさらされることなく生産を行うこととなり、国際競争力が高まらないだけでなく、進出企業にとっても高品質で割安な輸入品を使用できないため、結局完成品の国際競争力が向上しないといったような問題が起こる可能性がある。更に、当該国内の消費者もコストの高い製品の購入を余儀なくされるという不利益があり、それがゆえに国内需要の拡大も阻害され、結果として当該国の経済の発展にマイナスとなる可能性がある。

2. 主要ケース

インド - 自動車政策 (DS146 (175))

1997年12月、自動車産業に対して製造業者と商業省との間で、新ガイドラインに基づく覚書(MOU)の作成・署名を義務づける等を含めた新自動車政策を発表した(商工省通達No. 60)。本政策中には、TRIMs協定に照らし以下の問題点が含まれている。すなわち、最初の輸入部品(CKD、SKD)の輸入通関日から3年以内に50%、5年以内に70%の国内部品調達率の達成が義務づけられているほか、自動車ないしは同部品の輸出義務が操業3年目から課され、4年目からは、その輸出義務達成度に応じて輸入部品(CKD、SKD)の輸入量が規制されることとなっており、輸出入均衡要求

が含まれている。なお、インドは、本政策発表以前から合弁自動車企業に対し、自動車部品の輸入に係る輸入許可証の発行の条件として、法に基づかない行政指導としてローカルコンテンツ要求や輸出入均衡要求を含む覚書(MOU)の締結を求めている経緯があり、これもTRIMs違反の疑いが強い措置であったが、上記新自動車政策は、同行政指導を制度化したものである。

1998年10月には、EUが協議要請を行い、我が国は米国とともに本協議に第三国参加を行った。1998年12月に第1回協議が開催されたが解決には至らず、2000年11月、EUの要請によりパネルが設置され、日本は第三国として参加した。また、1999

年6月には米国が協議要請を行い、我が国は、EUとともに第三国参加を行った。1999年7月に第1回協議が開催されたが解決には至らず、2000年7月、米国の要請によりパネルが設置され、日本をはじめEU、韓国が第三国参加した。2000年11月末、これら2件のパネルは単一パネルに併合された。

インドは、本件に先立って、米国よりWTO協議・パネル設置要請された自動車を含む特定品目に係る輸入制限措置の上級委員会での敗訴を受けて、1999年12月、2001年4月1日までに輸入制限を撤廃する旨米国との間で合意しており、これを受けて、2000年4月1日より714品目の、2001年4月1日より715品目の数量制限措置を撤廃した。そして、

係る措置撤廃を受けて、商工省通達No. 60を2001年9月に廃止したが、2001年3月31日までに発生した輸出義務は継続しており、本政策は完全に撤廃されたとは言えない状況であったところ、上記単一パネルは、2001年12月に商工省通達No. 60及びこれに基づいて締結されたMOUが、GATT第3条、第11条に違反すると判断した。パネル報告書の内容を不満とするインドは、2002年1月31日、上級委員会に上訴したが、同年3月14日上訴を取り下げた。その後、インド政府は同年8月、2001年3月末までに発生した輸出義務の履行についても廃止を行い、本件自動車政策は完全に撤廃された。

コラム WTOにおける投資ルール策定の動き

1. 投資に関する国際ルールを巡る状況

国際的な経済活動の中で直接投資（FDI）の占める比重が飛躍的に拡大する一方で、二国間の投資協定の数が1990年代に入り、数百から2千数百へと急増し、主たるFTAの中でも投資に関する章が含まれるようになり、多国間での投資ルールを策定することの必要性が指摘され始めた。

1995年より、OECD（経済協力開発機構）において、加盟国間での多国間投資協定（MAI：Multilateral Agreement on Investment）策定の交渉が開始されたが、開発途上国から広い参加が得られなかったこと、過度な自由化義務、一般例外の扱い、環境・労働等の配慮等について議論が紛糾したこと等の理由から1998年に交渉が中止された。ほぼ同時期の1996年からWTOにおいても議論が開始されたが、後述のとおり、ドーハ開発アジェンダにおいてシンガポール・イシューとして「貿易と投資」の議論が行われたものの、これまで、投資自由化に関する包括的な多国間ルールは策定されていない。

2. WTOにおける投資関連規律

まず、ウルグアイ・ラウンド交渉で合意された既存の協定には、投資の一部に関する規律を含むもの

が存在するため、これらについて簡単に触れたい。

①TRIMs協定（貿易に関連する投資措置に関する協定）

TRIMs協定では、GATTの基本原則である内国民待遇の付与や輸出入数量制限の一般的禁止に違反する貿易関連投資措置を禁止している。

②SCM協定（補助金及び相殺措置に関する協定）

SCM協定は、貿易歪曲効果が高い補助金を規律する観点から、特定性のある補助金の付与に関する規定を定めている。投資受入国政府は投資を誘致するにあたってインセンティブとしての補助金交付を行うことがあるが（税の軽減等）、係る交付が特定の企業ないし特定の産業分野に限定される場合には、SCM協定の定義するイエロー補助金（特定性を有する補助金）に該当する。なお、SCM協定は物品の貿易に関連する補助金の付与を規律するものであるため、あらゆる投資インセンティブが規律の対象となるわけではない点には留意すべきである（補助金協定については第Ⅱ部第7章参照）。

③GATS（サービス貿易に関する一般協定）

GATSでは、第1条第2項においてサービス貿易の提供を4つの形態（モード）に分類し、そのうち、第3モード（商業拠点の越境によるサービスの提供）が

サービス分野での直接投資に該当する（銀行による支店の設置等）。GATSにより、WTO加盟国は、透明性及び最恵国待遇の義務については原則としてすべてのサービス分野において、内国民待遇及びマーケット・アクセスの義務については約束を行ったサービス分野について、保証することとされている（サービス貿易については第Ⅱ部第12章参照）。

3. シンガポール閣僚会議からドーハ閣僚会議までの検討

現在のWTOにおける多角的ルールの検討の萌芽は1996年12月の第1回WTO閣僚会議（シンガポール）での閣僚宣言において「貿易と投資の関係に関する作業部会」の設置が決定されたことに始まる。同作業部会は、1997年から2001年までの間に15回の会合を行い、FDIの経済効果や開発政策に与える影響といった投資に関する分析作業から、投資ルールにおける「定義」「透明性」「開発条項」等の在り方といった具体的な条項に関する議論に至るまで、幅広い内容での検討作業を行った。

4. ドーハ閣僚会議での議論及び結果

2001年11月にカタール・ドーハで開催された第4回閣僚会議では、WTO投資ルール策定のための交渉を直ちに開始すべきと主張する我が国やEU等の推進派と、交渉開始は時期尚早であり作業部会での検討を継続すべきと主張するインド、マレーシア、多くのアフリカ諸国等の反対派との間で議論が収斂せず、調整の結果、採択された閣僚宣言において「次回閣僚会議までは作業部会において投資ルールの構成要素についての明確化に焦点を絞った検討を行い、次回閣僚会合において交渉のモダリティに関しての決定を明確なコンセンサスで行った上で、交渉を開始する」と記述することで合意がなされた。

5. ドーハ開発アジェンダにおける議論

2001年11月のドーハ閣僚会議以降、6回の作業部会が開催され、ドーハ閣僚宣言に明記された7つの要素、①範囲と定義、②透明性、③無差別性、④設立前約

束の方式、⑤開発条項、⑥例外及びBOPセーフガード、⑦加盟国間の協議及び紛争解決に焦点をあてて明確化作業が行われてきた。2003年9月にメキシコ・カンクンで開催された第5回閣僚会議では、先進国が明確化作業は終了しており交渉を開始すべきと主張したのに対し、一部開発途上国が明確化作業を継続すべきとして強硬に反対をし、議論は紛糾し、結局合意に至らなかった。

EU、日本等を中心として投資についてのルールの重要性を主張しているものの、開発途上国の反対は依然として強く、米、加、豪などは早期の交渉入りは困難であるとの姿勢に転じた。2004年7月の一般理事会において決定されたドーハ作業計画においては、シンガポール・イシューとして議論が行われていた4分野のうち、貿易円滑化については交渉の開始が決定されたが、投資を含む他の3分野（投資、競争、政府調達透明性）については、今次ラウンドの中で交渉に向けた作業は行わないこととなった。但し、交渉を前提としない作業であれば今次ラウンド中でも行うことができるが、現段階において作業の再開のめどは立っていない状況である。

6. 投資ルール策定に対する開発途上国の反対理由

開発途上国が交渉開始に反対をしていた主な理由としては、既存協定の実施が重大な負担であり、新たな分野でのルール策定に対応する準備が整っていないこと、経済発展のために投資を誘致する重要性を感じている一方で、外国企業の直接投資を制限することによって自国産業の育成等の開発政策を維持したいとの相反するニーズを抱えていること、WTOにおける投資ルールの策定が必ずしも投資の増加を保証するものではないこと等が指摘できる。

7. 多国間投資ルール策定の意義

加速化するグローバリゼーションの下で、国境を越える投資は、物品及びサービスの貿易と並び、我が国企業の国際ビジネスにとって不可欠なものとなっている。特に日本企業は、投資を通じて東アジア地域を中心とした国際的な分業ネットワークを構築

してきた。他方で、多国間を包括する投資ルールが存在しないことにより、投資先国において我が国企業が投資の保護、自由化の面で不利益を被っていることも少なくない。このような観点から、二国間投資協定等の締結が進められているが、産業界からは統一的な多国間投資ルール策定の期待は依然大きく、このため、我が国は今時ラウンドにおいて、投資ルールの策定を重視してきた。

開発途上国にとってみても、多国間投資ルールの策定は、投資環境の透明性と安定性の向上を通じて、

外国投資に対して魅力的なビジネス環境を整備することにつながる。外国投資は開発途上国の経済発展に貢献し、開発途上国が自由化のメリットを享受するためにも多国間投資ルールは重要である。投資家、受入国双方が裨益する投資ルールを策定することは、今後の世界経済体制にとって必要不可欠であると言える（EPA/FTA及び二国間投資保護協定による投資ルールの規定については、第Ⅲ部第5章「投資」を参照）。



ローカルコンテンツ要求の具体的事例

1. ローカルコンテンツ要求の具体的事例

- 1-1. カナダ・オンタリオ州による太陽光パネル等に関するローカルコンテンツ要求（国産品優先補助金）
- 1-2. インドによる太陽光パネル等に関するローカルコンテンツ要求（国産品優先補助金）
- 1-3. ブラジルによる自動車に関するローカルコンテンツ要求（工業製品税の条件付き減税（国産品優先補助金））

2. ローカルコンテンツ要求の影響と問題

1. ローカルコンテンツ要求の具体的事例

ローカルコンテンツ要求とは、進出企業に対して「国内原産の産品又は国内供給源からの産品の企業による購入又は使用を要求する」行為であり、貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs協定）第2条及び例示表において明示的に禁止されている。また、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第3条4項にも抵触する。

典型的には、ある国の政府が、特定の産業セクターの製造業者に対して、補助金や減税などのインセンティブを享受する条件として、一定割合以上の部品等を当該国において調達することを求める措置が挙げられる。この場合、ローカルコンテンツ要求であるとともに、ローカルコンテンツ要求付き補助金（国産品優先補助金）として、補助金協定3.1（b）に抵触する

可能性もある。

最近の事例としては、日本政府が2010年9月に、カナダ・オンタリオ州による太陽光パネルに関するローカルコンテンツ要求についてWTO上の二国間協議要請を行ったケースが挙げられる（2013年5月、上級委員会報告書が公表され、日本の主張が概ね認められた）。

また、2011年の不公正貿易報告書では「インドによる太陽光パネルに関するローカルコンテンツ要求（第11章「インド」）、「ブラジルによる自動車に対する工業製品税の引上げ（第10章「その他」）の2件のローカルコンテンツ要求に関する措置を、WTO協定に抵触する可能性のある新規案件として取り上げた。

本コラムでは、これら3件の本報告書に掲載した措置を事例として取り上げ、ローカルコンテンツ要求の問題の所在について検討する。なお、これら3件以外にも、インドネシア鉱物資源輸出規制（第Ⅰ部第2章）やロシア廃車税（第Ⅰ部第9章）など、ローカルコンテンツ要求を含む措置がある。各措置の詳細については第Ⅰ部の各章を参照されたい。

国名	対象産品	貿易措置
カナダ オンタリオ州	太陽光発電設備・ 風力発電設備等	<u>ローカルコンテンツ要求、国産品優先補助金</u> ●再生可能エネルギー由来電力の固定価格買い取り制度への参入の条件として、一定以上の現地調達率を満たした太陽光・風力発電設備等の使用を義務化。
インド	太陽光発電設備	<u>ローカルコンテンツ要求、国産品優先補助金</u> ●再生可能エネルギー由来電力の固定価格買い取り制度への参入の条件として、一定以上の現地調達率を満たした太陽光発電設備等の使用を義務化。
ブラジル	自動車	<u>ローカルコンテンツ要求、国産品優先補助金（課税免除）</u> ●一定の現地調達率を満たしていない自動車に対して内国税（工業製品税）を引上げ。 ●現地調達率の達成及びブラジル国内への研究開発投資を条件に内国税の引上げを免除。

1-1. カナダ・オンタリオ州による太陽光パネル等に関するローカルコンテンツ要求（国産品優先補助金）

カナダ・オンタリオ州は2009年5月「グリーンエネルギー及びグリーン経済法（“Green Energy and Green Economy Act, 2009”）」¹を制定し、太陽光・風力・バイオマス等の再生可能エネルギーを促進するためにかかるエネルギーの固定価格買取制度（フィード・イン・タリフ（FIT）制度）を導入した。同州は、発電事業者がFIT制度に参入する場合の条件として、一定の価値がオンタリオ州内で付加された太陽光発電設備や風力発電設備を使用することを義務づけた。

本措置により、同州内においてFIT制度に参入しようとする事業者に、ローカルコンテンツ要求を満たすため、輸入品よりもオンタリオ州産の太陽光パネル等を購入するインセンティブが生じ、輸入品が競争上不利に扱われている。

日本政府は、カナダ・オンタリオ州政府によるこうした措置は、国内産品と輸入品を差別的に扱うことを禁じたGATT第3条（内国民待遇義務）、TRIMs協定第2条及び国産品優遇を条件に補助金を交付することを禁止した補助金協定3.1（b）に違反するとして、2010年9月にWTO紛争解決手続了解に基づく二国間協議要請を行った²。さらに、2011年6月にはパネル設置要請を行い、2012年12月、パネルの最終報告書が公表された。同報告書は、我が国の主張を

概ね認め、カナダがGATT第3条及びTRIMs第2条等に違反して不当な州産品優遇を行っている旨の判断を示した。ただし、補助金協定第3条違反（禁止補助金）については、補助金認定の要件となる利益の存在が立証されていないとして違反を認定しなかった。2013年2月、カナダはパネル判断を不服として上訴し、同年5月、上級委員会報告書が発出された。上級委員会報告書は、結論においてパネル報告書の判断を支持し、GATT第3条及びTRIMs協定第2条違反を認定する一方で、補助金協定第3条違反は立証不十分として認定しなかった。

上級委員会による勧告を受け、カナダは、履行期間を10ヶ月（2014年3月24日まで）とすることで日本と合意した。2013年8月、オンタリオ州政府は履行に向けた中間的な措置として、ローカルコンテンツ比率を、小規模風力発電事業については50%から20%に、小規模太陽光発電事業については60%から19～28%に引下げるエネルギー大臣指示を公表した。現在、ローカルコンテンツ要求を撤廃する改正法案がオンタリオ州議会において審議中である。「第I部第10章カナダ」を参照）

1-2. インドー太陽光発電設備ローカルコンテンツ要求（国産品優遇補助金）

2010年1月、インド政府は「ジャワハルラル・ネルー・

¹ http://www.ontla.on.ca/web/bills/bills_detail.do?locale=en&BillID=2145

² WT/DS412/1

国家太陽光指令 (Jawaharalal Nehru National Solar Mission (JNNSM))」を公表。「インドを太陽光産業における世界のリーダーにする」こと、「インド国内に太陽光エネルギーを広めること」を政策目的として、3段階の時期に分けて太陽光エネルギーの普及・振興を図ることを宣言。具体的な太陽光エネルギー普及のための政策として、太陽光パネル及び太陽熱により発電された電力の固定価格買取制度 (FIT) を導入した。

2010年7月、制度を所管する新・再生可能エネルギー省 (Ministry of New and Renewable Energy (MNRE)) は、同制度のガイドラインを公表し、FIT制度への参入を希望する事業者の募集を開始した。インド政府は、同制度への参入条件として、一定比率のローカルコンテンツを満たすことを要求した³。

i 太陽光発電プロジェクト

2011年までの申請者に対しては、モジュールにインド国内で製造した太陽光パネルを使用することを要求。2011年以降の申請者に対しては、太陽光パネルのセルとモジュールの両方にインド国内で生産された製品を使用することを要求。

ii 太陽熱発電プロジェクト

太陽熱発電関連施設 (プラント) の30%の部品等にインド国内で生産された製品を使用することを要求。

我が国は、本制度におけるローカルコンテンツ要求及びそれを条件とした補助金の交付はGATT第3条及び貿易に関連する投資措置 (TRIMs) に関する協定第2条及び補助金協定第3.1 (b) に抵触する可能性があることから、2011年5月に開催されたWTO補助金委員会において制度の詳細についての質問を実施⁴。さらに、2011年9月に開催された対インド貿易政策検討制度 (TPR) 会合において同趣旨の質問を行い、懸念

を表明した⁵。また、2012年5月以降、WTO・TRIMs委員会においても、米国・EUとともに繰り返し懸念を表明している。なお、米国は、2013年2月、本制度がGATT第3条、TRIMs第2条及び補助金協定第3条等に違反しているとして、WTO協議要請を行った (2014年2月には協議の対象を追加する要請を行った) が、現在までインドによる措置の改善も、米国によるパネル設置要請も行われていない。

1-3. ブラジル輸入自動車に対する工業製品税の引上げ (国産品優先補助金)

2011年9月15日ブラジル政府は、自動車に対して、内国税である工業製品税の引上げを2012年末までの暫定措置として行うことを発表した。ただし、全ての事業者が引上げの対象となるわけではなく、工業製品税引上げの対象外となる事業者の要件についても同時に公表した。引上げ対象から除外されるための条件は以下3つ。

- (i) 65%以上の部品をメルコスール内で調達すること。
- (ii) 製造プロセス11工程のうち、6工程以上がブラジル国内で行われていること。
- (iii) 利益の一定割合 (0.5%) を、ブラジル国内での技術開発 (R&D) に投資すること。

2012年10月には、工業製品税の引上げを2013年より2017年までの5年間延長することを決定。免税の要件として所定の燃費基準の達成等を義務づける新たな自動車政策 (イノバール・アウト) を発表した。新政策に基づく免税要件は、①所定の燃費基準の達成・車両ラベルプログラムへの参加、②一定額の国内研究開発等への投資、③特定の生産工程の国内での実施とされ、これらの条件を満たした場合に減税に利用できる「クレジット」が付与されることとなった。

³ Ministry of New and Renewable Energy (MNRE) of India, “Jawaharalal Nehru National Solar Mission, Guideline for Selection of New Grid Connected Solar Power Projects”
<http://www.mnre.gov.in/pdf/jnnsn-gridconnected-25072010.pdf>

⁴ G/SCM/Q2/IND/18

⁵ WT/TPR/M249/Add. 1

こうした免税のための要件は、輸入品に対して不利であると考えられ、ブラジル国内で製造された自動車に優遇を与える効果があるものと考えられるが、加えて、自動車の製造において国産部品の使用を優遇する効果もある。後者については、軽減税率の適用要件における差別とみれば、GATT3条4項に違反し、自動車に対する工業製品税の軽減が補助金でもあることから、国産品優遇を条件とするものとして禁止補助金を構成する。

我が国は、ブラジルが導入した本措置は、GATT第3条及びTRIMs協定第2条、補助金協定第3.1(b)に抵触するとして、2011年10月に開催されたWTOマーケット委員会において指摘を行った。また、2012年10月の新政策に対しては、2012年11月、経済産業大臣よりブラジル開発商工大臣に対してWTOルールへの抵触の可能性を指摘した。同月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会においては、経済産業審議官より懸念を表明するとともに情報提供などの協力を要請した。また、WTOの場合においても、2012年11月以降、物品理事会において米欧豪とともに繰り返し懸念を表明するなどの対応をとっている。しかしながら、本政策に改善の動きが見られず、加えて、通信ネットワーク機器、化学（肥料）など幅広い分野に対してローカルコンテンツ要求に関連づけた優遇税制措置を拡大する動きが見られたことから、2014年1月、EUはブラジルに対してWTO協議要請を行った。

2. ローカルコンテンツ要求の影響と問題

こうしたローカルコンテンツ要求は、事業者に対して国内産品（部品）を優先的に使用する又は国内生産を行うインセンティブを与え、輸入品を差別的に扱い、特定産業を保護・振興する効果を持つものであり、各国は自国産業の保護・育成のための産業政策の1つの手段として導入していると考えられる。

カナダ・オンタリオ州の措置は、再生可能エネ

ルギーの固定価格買取制度への参入の条件として、ローカルコンテンツ要求を満たすことを義務づけることにより、再生可能エネルギー設備への投資において、同州内で製造された太陽光パネル等を優先的に使用するインセンティブを人工的に創り出しているものと考えられる。WTO上の二国間協議要請を行った際の経済産業省の発表によれば「（オンタリオ州によるローカルコンテンツ要求により）日本企業がオンタリオ州向けに輸出する太陽光パネル等の製品は、同州産の製品に比べて不利な扱いを受けて」いることを、二国間協議要請を行った理由として挙げている⁶。インドによる太陽光パネル国産品優先補助金についても、同様の効果を有するとの主張が可能である。

ブラジルは、自動車に対する工業製品税の引上げ免除を得るための条件として、ローカルコンテンツ要求に加えて、自動車製造にかかる重要な製造工程の国内での実施、売上げの一定比率を国内におけるR&Dに投資すること等を規定した。こうした税制は、ブラジル国内で製造された自動車及び自動車部品に対して優遇を与える効果があるものとの主張が可能である。

WTO協定は、景気刺激や特定産業育成を目的として産業政策を導入すること自体を禁止しているわけではない。しかし、WTO加盟国は、国内政策をWTOルールと整合的な形で設計・実施する義務を負っており、とりわけ国内生産者に対する補助金をインセンティブとして、輸入産品・部品よりも国内産品・部品を使用するように動機付け、輸入品を差別的に扱う要件を入れるなどの政策は、WTO協定に不整合である可能性が高く、多角的貿易体制の観点から問題が多い。今後、日本製品が、各国市場において公平な扱いを受けることを確保するため、引き続き、WTOルール違反の措置については、二国間での申し入れ、WTO各委員会における議論、紛争解決手続の活用等を通じて、改善を働きかけていく必要がある。

6 2010年9月13日付け経済産業省ニュースリリース
<http://www.meti.go.jp/press/20100913004/20100913004.html>